

1 最近の優越的地位の濫用事件

(1) 排除措置命令及び課徴金納付命令

件 名 (公表年月日)	内 容
令和7年(措)第13号 ハーレーダビッドソンジャパン株式会社に対する件 (令和7年9月18日)	ハーレーダビッドソンジャパン株式会社(以下「ハーレーダビッドソンジャパン」という。)は、遅くとも令和5年1月31日以降、特定ディーラー^(注1)に対し、自社登録^(注2)を行わなければ達成できないようなRSO^(注3)を、次の(1)のとおり、一方的に決めた上で、次の(2)の方法等により、当該RSOに従って事業活動を行うことを余儀なくさせていた。 (1) ハーレーダビッドソンジャパンは、特定ディーラーに合意書を提示するまでの間に、合意書に記載するRSOの案に関して、特定ディーラーとの協議を行っておらず、特定ディーラーに対して意見を述べる機会も与えていなかった。 また、特定ディーラーに合意書を提示してから署名押印済みの合意書を提出させるまでの間に、合意書に記載したRSOの案の算定の根拠等を、特定ディーラーに対して十分に説明することはなかったほか、特定ディーラーがRSOの案の数値について意見を述べ、又は下方修正を要請したとしても、特定ディーラーとの協議を行うことはほとんどなく、RSOの案を下方修正することもなかった。 そして、ハーレーダビッドソンジャパンは、特定ディーラーに署名押印済みの合意書を提出させるなどして、特定ディーラーとの間で、合意書に記載されたとおりのRSOを決めていた。 (2) ハーレーダビッドソンジャパンは、ディーラーにおけるRSOの達成率が一定割合に満たなかったことなどの結果、ディーラーがNGS評価^(注4)を2回連続で下された場合には、当該ディーラーとのディーラー契約が更新されないなどの可能性がある中で、次の行為を行っていた。 ア 特定ディーラーが各月末までにHD車両^(注5)を当該月のRSOに従って顧客に販売するために必要な時間的猶予が存在しない状況下において、営業責任者の指示の下、営業担当者からの電話等により、特定ディーラーに対して、当該月のRSOの達成率を上げるように強く要請していた。 イ NGS評価を下した特定ディーラーに対して、翌四半期以降におけるRSOの達成率等の改善計画を作成させるとともに、当該特定ディーラーの代表者等との面談において、その実施を約束させていた。 (注1)「特定ディーラー」とは、ディーラーのうち、ハーレーダビッドソンジャパンの取引上の地位が優越していた者であると排除措置命令書及び課徴金納付命令書において公正取引委員会が認定し、同命令書の別表で掲げた者をいう。 (注2)「自社登録」とは、ディーラーが自ら又は自らの従業員等を名義人とし、当該名義人を相手方とする実際の売上げ又はその見込みが存在しないにもかかわらず、メーカー保証を開始するために行う登録という。 (注3)「RSO」(Retail Sales Outlet)とは、毎年1月1日から12月31日までの1年間におけるHD車両の販売拠点ごとの小売販売目標台数(四半期ごと又は月ごとに細分化されたものを含む。)をいう。 (注4)「NGS(Not in Good Standing)評価」とは、ディーラーに対する低い評価であり、令和5年においては、B&Sプログラムの獲得点数が全ディーラーの下位10パーセントとなったディーラー、月ごとのRSOの達成率が1回以上80パーセントを下回ったディーラー等がNGS評価を下されることとなっていた。また、令和6年においては、B&Sプログラムの獲得点数が全ディーラーの下位10パーセントであって、かつ、全ディーラーの平均点数の70パーセント以下であるディーラー等がNGS評価を下されることとなっていた。 (注5)「HD車両」とは、ハーレーダビッドソンブランドの自動二輪車(「トライク」と称する自動三輪車を含む。)をいう。

(2) 確約認定

件 名 (公表年月日)	内 容
令和7年（認）第5号 株式会社ロピアに対する件 (令和7年12月25日)	公正取引委員会は、株式会社ロピア（以下「ロピア」という。）に対し、ロピアの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、ロピアから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ○ ロピアは、遅くとも令和4年9月頃から令和7年6月頃までの間、納入業者に対して、新規開店、改装開店又は棚替えに際し、これらを実施する店舗において、納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の陳列及び品出しの作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。
令和7年（認）第4号 株式会社ニシムタに対する件 (令和7年9月5日)	公正取引委員会は、株式会社ニシムタ（以下「ニシムタ」という。）に対し、ニシムタの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、ニシムタから確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ○ ニシムタは、遅くとも令和4年3月頃以降、納入業者に対して、次の行為を行っている。 (1) 「商品管理費」の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、用途等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、当該納入業者からの毎月の仕入金額にあらかじめ定めた一定の料率を乗じて算出した額の金銭を提供させている。 (2) 新規開店に際し、これを実施する店舗（ニシムタが運営するもの。以下同じ。）に関して、「開店広告協賛」の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、用途等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、当該納入業者から当該店舗向けに開店前に仕入れる商品の仕入金額にあらかじめ定めた一定の料率を乗じて算出した額の金銭を提供させている。 (3) 納入業者から仕入れる商品について当該納入業者に行かせていた商品への値札シールの貼付け作業を廃止することを理由に、「物流支援費」の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、用途等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、当該納入業者からの毎月の仕入金額にあらかじめ定めた一定の料率を乗じて算出した額の金銭を提供させている。 (4) 新規開店又は改装開店に際し、これらを実施する店舗において、納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の搬入、陳列等の作業を行わせるため、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させている。
令和6年（認）第4号 橋本総業株式会社に対する件 (令和6年12月12日)	公正取引委員会は、橋本総業株式会社（以下「橋本総業」という。）に対し、橋本総業の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、橋本総業から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ○ 橋本総業は、遅くとも平成29年7月以降、物流事業者に対して、次の行為を行っている。 (1) 一部の物流事業者に対し、当該物流事業者の責めに帰すべき理由が

件 名 (公表年月日)	内 容
	ないにもかかわらず、あらかじめ定めた代金の額から ア 「お支払割戻金」と称して、当該額に一定率を乗じて得た額を減じている。 イ 当該代金を当該物流事業者の金融機関口座に振り込む際の手数料を減じている。 (2) 一部の物流事業者との間で、あらかじめ、委託する運送業務に係る1日当たりの業務時間及び当該業務時間を超える部分の業務に係る運賃について取り決めず、日又は月単位の定額の運賃を設定しているところ、当該物流事業者において法定時間外労働を要するような長時間の運送業務について、当該物流事業者に支払われる運賃の1時間当たりの額が、当該物流事業者の運送業務の内容と同種又は類似の内容の運送業務に対し通常支払われる運賃の1時間当たりの額に比し著しく低い額となる運賃で委託している。 (3) 一部の物流事業者との間で、委託する運送業務に係る1日当たりの業務時間及び当該業務時間に対する日又は月単位の定額の運賃を設定しているところ、委託する運送業務が当該物流事業者において当該業務時間を超える時間を要するものであるにもかかわらず、あらかじめ当該物流事業者との間で当該業務時間を超える部分の運送業務に係る運賃について取り決めていないことにより、当該業務時間を超える部分の運送業務を無償で行わせている。 (4) 一部の物流事業者に対し、委託内容に含まれていない運送業務に係る特定の附帯作業について、あらかじめ当該物流事業者との間で取引の条件を取り決めることなく、当該物流事業者に無償で行わせている。
令和6年（認）第2号 株式会社東京インテリア家具 に対する件 (令和6年1月25日)	公正取引委員会は、株式会社東京インテリア家具（以下「東京インテリア家具」という。）に対し、東京インテリア家具の次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、東京インテリア家具から確約計画の認定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ○ 東京インテリア家具は、遅くとも平成28年5月頃以降、令和4年6月頃までの間、納入業者に対して、次の行為を行っていた。 (1) 新規開店又は改装開店に際し、これらを実施する店舗において、納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の搬入、陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。 (2) 新規開店に際し、これを実施する店舗に関して、「オープン協賛金」等の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、用途等を明らかにせず、又は、当該金銭の提供が、その提供を通じて納入業者が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲を超えた負担となるにもかかわらず、当該納入業者から当該店舗向けに開店前に納品される商品の納入金額に5パーセントの料率を乗じて算出した額等の金銭を提供させていた。 (3) 令和3年2月及び令和4年3月に福島県沖で発生した地震に際し、福島県、宮城県及び岩手県に所在する店舗において当該各地震により毀損又は汚損した商品について、当該商品を値引き又は廃棄することによる自社の損失を補填するため、納入業者が納入した当該商品の納入金額に相当する額の全部又は一部の金銭を提供させていた。
令和5年（認）第1号 株式会社ダイコクに対する件 (令和5年4月6日)	公正取引委員会は、株式会社ダイコク（以下「ダイコク」という。）に対し、ダイコクの次の行為が独占禁止法の規定に違反する疑いがあるものとして、確約手続通知を行ったところ、ダイコクから確約計画の認

件 名 (公表年月日)	内 容
	定申請があり、当該計画が独占禁止法に規定する認定要件に適合すると認め、当該計画を認定した。 ○ ダイコクは、遅くとも令和２年３月頃以降、令和４年４月頃までの間、納入業者に対して、次の行為を行っていた。 (1) 返品 ① 新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受けて売れ残った商品等（以下「売れ残り商品等」という。）について当該売れ残り商品等を納入した納入業者の責めに帰すべき事由がなく、かつ、②当該売れ残り商品等の購入に当たって当該納入業者との合意により返品を明確に定めることなく、かつ、③あらかじめ当該納入業者の同意を得ることなく又は当該納入業者の同意を得た場合であっても、当該売れ残り商品等の返品によって当該納入業者に通常生ずべき損失を負担することなく、かつ、④当該納入業者から当該売れ残り商品等の返品を受けたい旨の申出がないにもかかわらず、当該売れ残り商品等を返品していた。 (2) 従業員等の派遣の要請 ア 閉店等に際し、これらを実施する店舗等において、売れ残り商品等の返品に係る作業を行わせるため、あらかじめ納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。 イ 新規開店又は改装に際し、これらを実施する店舗において、納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の陳列等の作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させていた。

(3) 警告

件 名 (公表年月日)	内 容
株式会社デリシアに対する件 (令和8年2月26日)	株式会社デリシアは、遅くとも令和4年4月1日から令和7年7月6日までの間、納入業者に対し、自社の店舗の新規開店、改装開店又は売場変更に際し、これらを実施する店舗において商品の陳列等の作業を行わせるため、派遣のために通常必要な費用を自己が負担することなく、自己のために当該納入業者の従業員等を派遣させていた疑いがある。
新明電材株式会社に対する件 (令和7年9月25日)	新明電材株式会社は、遅くとも令和4年4月1日以降令和7年7月6日までの間、納入業者に対し次の行為を行っていた疑いがある。 (1) 感謝セール協賛の名目で、毎年6月頃、代表取締役名の要請文書を送付することにより、あらかじめ負担額の算出根拠等を明確にすることなく、その提供を通じて納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、自己のために金銭を提供させていた。 (2) 協力会費の名目であらかじめ負担額の算出根拠等を明確にすることなく、その提供を通じて納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、自己のために金銭を提供させていた。
株式会社アトレに対する件 (令和7年3月5日)	株式会社アトレは、自社の運営する商業施設への出店に係る取引において、出店者との契約で自社が「JRE POINT」と称するポイントサービスの運営費用を負担することをあらかじめ合意していたにもかかわらず、令和6年7月頃、自己の取引上の地位が出店者に優越していることを利用して、当該取引条件について、令和7年4月1日以降の当該運営費用の一部を出店者に負担させる内容に一方的に変更した疑いがある。
株式会社ダイゼンに対する件 (令和6年12月13日)	株式会社ダイゼンは、遅くとも令和4年6月以降令和6年11月3日までの間、納入業者に対し次の行為を行っていた疑いがある。 (1) 自社の店舗で行う新規開店セール、毎年9月の決算セール、毎年12月の歳末セール等に際し、協賛金の名目で、あらかじめ負担額の算出根拠、使途等を明確にすることなく、その提供を通じて納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、金銭を提供させていた。 (2) 自社の店舗の新規開店又は改装開店に際し、商品の陳列等の開店準備作業を行わせるため、あらかじめ派遣の条件について明確にすることなく、その派遣を通じて納入業者が販売促進効果等の利益を得ることができないにもかかわらず、従業員等を派遣させていた。
株式会社イトーキに対する件 (令和6年11月28日)	株式会社イトーキは、オフィス家具の運送、搬入、組立て、据付け及び搬出の業務を委託する物流事業者に対して、 (1) 時間外費の対象を納品場所での業務に要した時間に限ることにより、納品場所以外での業務 (2) 特定の附帯業務（積み込み及び残材引渡し） を無償で行わせている疑いがある。

2 参照条文

○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

〔定義〕

第二条 （略）

②～⑧ （略）

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

一～四 （略）

五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ （略）

ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

ハ （略）

六 （略）

〔不公正な取引方法の禁止〕

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。